

○町民みんなで推進するゼロカーボン事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、再生可能エネルギー等を導入し、省エネルギーの取組を進めようとする者に対して補助金を交付することにより、その普及促進を図るとともに、温室効果ガスの排出を抑制し、環境に優しい持続可能な地域社会の構築に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電システム 太陽電池を利用して太陽の光エネルギーを電気に変換する発電システムであり、太陽電池モジュール、接続箱、直流・交流側開閉器、パワーコンディショナー等で構成されたものをいう。
- (2) 定置用蓄電池 蓄電池部が、リチウムイオンが電極間を移動して起こる酸化還元反応により発生する電気的エネルギーを供給する充電式のリチウムイオン蓄電池又はリチウムイオン蓄電池と鉛蓄電池とを接続した蓄電池であり、蓄電池部及びパワーコンディショナー等の電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成されているものをいう。
- (3) 電気自動車 搭載された電池によって駆動される電動機を原動機とする自動車で、当該自動車に係る自動車検査証に燃料が電気であることが記載されているものをいう。
- (4) V2H充電設備 電気自動車から電力を取り出すとともに、電気自動車に充電する装置をいう。
- (5) ガスコージェネレーションシステム(エネファーム又はコレモ) 天然ガス又はLPガスを燃料として、エンジン又は燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱によって暖房又は給湯を行うシステムをいう。
- (6) 潜熱回収型給湯器(エコジョーズ) 潜熱を回収することにより熱効率を上げるガス給湯暖房機をいう。
- (7) CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート) ヒートポンプ技術を利用して空気の熱で湯を沸かすことができる電気給湯器及び電気給湯暖房機のうち、冷媒として二酸化炭素を使用するものをいう。
- (8) 高効率石油給湯器(エコフィール) 排ガス中の熱を回収することにより熱効率を上げる石油給湯器をいう。
- (9) 生ごみ処理機 乾燥方式、微生物分解方式及びディスポーザ型で、生ごみの減量化が促進できるものであって、電気を動力として用いるものをいう。
- (10) コンポスター 悪臭・害虫等が外部に発散しない構造及び材質で、生ごみ堆肥化・減量化が促進できるコンポスト式容器及び有用微生物群の活動を利用し生ごみを発酵させて堆肥化させる密閉式容器であって、電気を動力として用いないものをいう。
- (11) 高効率給湯器 第6号から第8号までに掲げる機器をいう。
- (12) 堆肥化等設備 第9号及び第10号に掲げる機器等をいう。
- (13) 住宅等 住宅、店舗、事務所及びこれらに類する建物並びに附帯する施設(建設予定を含む。)であって、町内に存するものをいう。

(対象機器等)

第3条 補助金の交付対象となる機器等及びその経費については、別表1に定めるとおりとし、未使用品(中古品は除く。)のものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、対象機器等ごとに別表1に定めるとおりとし、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める要件を満たすこと。
 - ア 個人の場合 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき住民票に記載されている町民又は町内に居住する予定がある者。
 - イ 事業者の場合 個人事業主又は法人であって、町内において原則として1年以上引き続き同一の事業を営む者。
- (2) 申請者及びその者と同一世帯を構成する者並びに事業者においては町税を滞納していないこと。ただし、町長が特に認めるときは、この限りでない。

- (3) 申請者が対象機器等を導入した住宅等に入居すること、又は住宅等を利用して事業活動を行うこと。
- (4) 過去に太陽光発電システムを設置するための町の補助金、又はこの要綱の規定による同一の対象機器等による補助金の交付を受けたことがないこと。

(補助の条件)

第5条 補助金は、別表1により算出した額とし、予算の範囲内で交付する。

2 同一の対象機器等に対する補助金の交付は、個人又は個人事業主の場合は同一人につき1回限りとし、法人の場合は同一企業全体につき1回限りとする。

3 前項の規定にかかわらず、高効率給湯器及び堆肥化等設備に対する補助金の交付は、同一の申請者につき1回限りとする。

(交付申請)

第6条 申請者は、音更町補助金等交付規則（平成18年音更町規則第12号）第6条第1項に規定する補助金等交付申請書に、別表2に掲げる書類を添えて、町長が指定する日までに提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 申請者が補助事業を完了したときは、補助金申請年度の3月31日までに補助事業等実績報告書（音更町補助金等交付規則別記第9号様式）に、別表2に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、町長が特に認めるときはこの限りでない。

(手続代行)

第8条 対象機器等を販売又は設置する者（以下「手続代行者」という。）は、申請者に代わって第6条及び前条に規定する申請の手続を行うことができる。

2 町長は前項の手続代行者が、偽りその他不正な手段により当該手続を行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施することができる。又、調査の結果不正行為があったと判断した場合は、前項の申請を取り消すことができるものとする。

(調査等)

第9条 町長は、補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要があると認めた場合は、申請者から報告を求め、現地調査等を行うことができる。

2 町長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じて対象機器等の使用状況等の調査に協力を求めることができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(音更町住宅用太陽光発電システム普及促進事業補助金交付要綱の廃止)

2 音更町住宅用太陽光発電システム普及促進事業補助金交付要綱（平成22年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1（第3条—第5条関係）

対象機器等及び対象経費	補助対象者	対象要件	補助金の算定	限度額
太陽光発電システム 【対象経費】 太陽電池モジュール、 架台、接続箱、直流・交流 側開閉器、電力変換装置 (パワーコンディショナ ー等)、保護装置設置費、 発生電力量計、余剰電力	個人又は 事業者	次の各号のい ずれの要件も満 たすもの (1) 太陽電池の 最大出力合計 値又はパワー コンディショ ナの定格出力 合計値のい	対象機器等の 購入・設置に要す る費用（消費税を 含まない。）に3 分の1を乗じて 得た額（1,00 0円未満の端数 は切り捨て）	100,000円

<p>販売用電力量計、配線・配線器具、省エネナビ及びそれらの施工に要する経費</p>		<p>れかが2kw以上50kw未満（増設等の場合は既存分も含める。）の小出力発電設備であること。 (2) 太陽光モジュールが一般財団法人電気安全環境研究所又はその他の中立かつ公正な第三者機関による認証を受けていること。 (3) 発電した電気の全部又は一部を自家消費すること。</p>		
<p>定置用蓄電池</p> <p>【対象経費】 蓄電池本体、電力変換装置（パワーコンディショナー等）、配線、配線器具、その他付属機器及びそれらの施工に要する経費</p>	<p>個人又は事業者</p>	<p>次の各号のいずれの要件も満たすもの (1) 常時、太陽光発電システムと接続すること。 (2) 公称蓄電容量が1kWh以上であること。 (3) メーカー指定の環境条件に設置すること。</p>	<p>対象機器等の購入・設置に要する費用（消費税を含まない。）に3分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数は切り捨て）</p>	<p>50,000円</p>
<p>電気自動車</p> <p>【対象経費】 車両本体に要する経費</p>	<p>個人又は事業者</p>	<p>次の各号のいずれの要件も満たすもの (1) 自動車検査証の使用の本拠の位置が、町内の住所となる自動車であること。 (2) 初度登録年月が補助金を申請する年度の4月以降であること。</p>	<p>対象機器等の購入に要する費用（消費税を含まない。）に20分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数は切り捨て）</p>	<p>50,000円</p>
<p>V2H充電設備</p> <p>【対象経費】</p>	<p>個人又は事業者</p>	<p>次の各号のいずれの要件も満たすもの</p>	<p>対象機器等の購入・設置に要する費用（消費税を</p>	<p>50,000円</p>

<p>機器本体及びその施工に要する経費</p>		<p>(1) 電気自動車と住宅等とを分電盤を通じて電力を相互に供給するシステムであること。 (2) 常時、太陽光発電システムと接続すること。</p>	<p>含まない。)に3分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数は切り捨て)</p>	
<p>ガスコージェネレーションシステム(エネファーム又はコレモ)</p> <p>【対象経費】 機器本体、リモコン、配管、配線、配線器具及びそれらの施工に要する経費</p>	<p>個人</p>	<p>次の各号のいずれの要件も満たすもの (1) 天然ガス又はLPガスを燃料とし、熱及び電気を供給するシステムであること。 (2) 一般財団法人日本ガス機器検査協会が行うJIA製品認証によって形式認証された製品であること。 (3) 寒冷地対応であること。 (4) 発電した電気の全部又は一部を自家消費すること。</p>	<p>対象機器等の購入・設置に要する費用(消費税を含まない。)に10分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数は切り捨て)</p>	<p>80,000円</p>
<p>潜熱回収型給湯器(エコジョーズ)</p> <p>【対象経費】 給湯暖房機本体、リモコン、据置台、給排気装置、配管、配線、配線器具及びそれらの施工に要する経費</p>	<p>個人</p>	<p>次の各号のいずれの要件も満たすもの (1) 潜熱を回収するための熱交換器を備えていること。 (2) 日本工業規格(JIS S2075)に基づく熱効率が90%以上であること。 (3) 寒冷地対応であること。</p>	<p>対象機器等の購入・設置に要する費用(消費税を含まない。)に10分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数は切り捨て)</p>	<p>30,000円</p>
<p>CO2冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート)</p> <p>【対象経費】</p>	<p>個人</p>	<p>次の各号のいずれの要件も満たすもの (1) 日本工業規</p>	<p>対象機器等の購入・設置に要する費用(消費税を含まない。)に1</p>	<p>30,000円</p>

ヒートポンプユニット、貯湯タンク、架台、リモコン、防雪設備、脚部カバー、配管、配線、配線器具及びそれらの施工に要する経費		格 (JIS C9220) に基づく年間給湯保温効率、又は年間給湯効率が2.7以上であること。 (2) 寒冷地対応であること。	0分の1を乗じて得た額 (1,000円未満の端数は切り捨て)	
高効率石油給湯器 (エコフィール) 【対象経費】 給湯器本体、リモコン、配管、配線、配線器具及びそれらの施工に要する経費	個人	次の各号のいずれの要件も満たすもの (1) 潜熱を回収するための熱交換器を備えていること。 (2) 日本工業規格 (JIS S2075) に基づく熱効率が90%以上であること。 (3) 寒冷地対応であること。	対象機器等の購入・設置に要する費用 (消費税を含まない。) に10分の1を乗じて得た額 (1,000円未満の端数は切り捨て)	30,000円
生ごみ処理機 【対象経費】 機器本体に要する経費。ただし、ディスポーザの場合は施工に要する経費も含む	個人	ディスポーザ型の場合は、次の各号のいずれの要件も満たすもの (1) 事前に町が設置・使用について承認したものであること。 (2) 音更町指定設備事業者が施工するものであること。	対象機器等の購入に要する費用 (消費税を含まない。) に2分の1を乗じて得た額 (1,000円未満の端数は切り捨て)	20,000円
コンポスター 【対象経費】 資材本体に要する経費	個人	別に補助対象機器等として位置付けのある電気を動力として生ごみを処理するものでないこと。	対象機器等の購入に要する費用 (消費税を含まない。) が2,000円以上の場合は一律2,000円とし、2,000円未満の場合は、その100円未満を切り捨てた額	2,000円

別表2 (第6条、第7条関係)

対象機器等	交付申請時における添付書類	
	交付申請時	実績報告時

共通	<p>(1) 個人の場合は、住民基本台帳に関する調査及び町税納入状況調査承諾書（別記第1号様式）</p> <p>(2) 事業者の場合は、町税に未納がないことの証明書（完納証明書）の写し</p> <p>(3) 対象経費の内訳が明記されている工事請負契約書、売買契約書、注文書、見積書又はカタログ等の写し</p> <p>(4) 対象機器等を導入しようとする住宅等の位置図</p> <p>(5) 導入する対象機器等の仕様（形状、機種、規格、性能に係るカタログ値等）が確認でき、対象要件を満たしていることがわかるものの写し</p> <p>(6) 自己が所有しない住宅等に導入する場合は、町民みんなで推進するゼロカーボン事業補助金対象機器等設置承諾書（別記第2号様式）</p> <p>(7) 事業者のうち、個人事業主の場合は開業届の写し、法人の場合は現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の写し</p> <p>(8) その他町長が必要と認める書類</p>	<p>(1) 対象機器等の購入・設置に係る領収書（対象経費の内訳が記載してあるもの）の写し</p> <p>(2) 対象機器等の設置状況を撮影した写真</p> <p>(3) その他町長が必要と認める書類</p>
太陽光発電システム	<p>共通の添付書類に加え、次の各号に掲げるもの</p> <p>(1) 太陽電池の最大出力及びパワーコンディショナーの定格出力の合計値が確認できるものの写し（別途提出する機器の仕様が変わる書類等で確認できる場合は不要）</p> <p>(2) 太陽光発電システムの設置に係る図面（太陽光モジュールの面積、設置角度、設置方向、設置箇所及び架台の高さがわかるもの）の写し</p>	<p>共通の添付書類に加え、しゅん工検査の試験記録書の写し</p>
定置用蓄電池	<p>共通の添付書類に加え、対象機器等を設置しようとする場所がわかる図面の写し又は現況写真</p>	<p>共通の添付書類に加え、対象機器等の保証書の写し</p>
V2H充電設備		
ガスコージェネレーションシステム（エネファーム又はコレモ）		
潜熱回収型給湯器（エコジョーズ）		
CO2冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート）		

高効率石油給湯器 (エコフィール)		
電気自動車	共通の添付書類のみ	共通の添付書類に加え、自動車検査証の写し
生ごみ処理機	共通の添付書類に加え、ディスプレイ型の場合は、町が設置を承認したことがわかる書類の写し	共通の添付書類に加え、対象機器等の保証書の写し
コンポスター	共通の添付書類のみ	共通の添付書類のみ